

薬生食輸発0818第4号
平成29年8月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正：平成29年8月1日付け薬生食輸発0801第1号)により通知したところです。

今般、フランス産ナチュラルチーズからリステリア・モノサイトゲネスを44,000 cfu/g 検出したとの情報を入手し、当該製品が日本に輸出されていたことが確認されたことから、同通知中の別添1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付食安輸発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検出法について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため及びリステリア・モノサイトゲネスに高度に汚染されているおそれがあるため。

を追加し、別添2の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。